

徳島県告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和八年三月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
名西郡石井町高川原字高川原八二六番、八三〇番一、八三一番一及び八三三番一並びに八二六番地先町有地	徳島市山城西三丁目二番地二	株式会社クラフト
板野郡北島町北村字三町地四一番一の一部	板野郡北島町北村字大黒五六番地の二	有限会社香蘭
同 同 同 同 七番一並びに七一 四番地先町有地	同 同 須一六二番地九	株式会社はなおか